

村民の皆様へ

猿払村選挙管理委員会
委員長 増田 明男
(公印省略)**猿払村長選挙のお知らせ**

11月9日(日)は、任期満了に伴う猿払村長選挙の投票日です。

このたび執行される選挙は、私たちの生活や猿払村の将来に直結する大切な選挙です。改めて村政参加の意義と選挙権の重要性を認識していただき、投票に参加されますようご案内申し上げます。

投票日・投票時間は次のとおりです**投票日 … 11月9日(日)**

- 第1・3・4投票所 …… **午前7時から 午後7時まで**
①鬼志別・豊里・小石 ③知来別 ④浜鬼志別
- 第2投票所 …… **午前7時から 午後4時まで**
②浅茅野
- 第5・6・7投票所 …… **午前7時から 午後5時まで**
⑤猿払 ⑥浜猿払 ⑦芦野
- 第8・9投票所 …… **午前9時から 午後4時まで**
⑧狩別 ⑨浅茅野台地

- **猿払村長選挙**～ 候補者の氏名を記入します。

期日前投票について

選挙日に旅行など何らかの都合で投票区を不在にする方や仕事、冠婚葬祭などの予定のある方が、選挙期日前においても、投票期日と同じく投票用紙を直接投票箱に入れ、投票を行うことができます。

- 受付期間 **11月5日(水)～11月8日(土)(投票日前日)**
 - 受付時間 **午前8時30分～午後8時00分**
 - 投票場所 **猿払村役場1階 交流センター**
- ※投票所入場券を必ずお持ち下さい。

代理投票について

身体の故障又は文盲などの理由により、投票用紙に文字を記入できない方は、**代理投票**ができます。投票管理者に申請すると、職員の補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示(本人が立候補者の氏名を示すことや氏名を言うことなど)に従って投票用紙に記入し、もう一人が指示通りかどうか確認します。その際、投票の秘密は保持されます。

裏面もご覧下さい。

不在者投票について

名簿登録地の市区町村以外の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等における不在者投票は、従来どおり行われます。不在者投票の受付期間は11月5日から11月8日までと短いため、書類の郵送に必要な日数も考慮し、手続きはお早めをお願いします。

(1) 他の市区町村選挙管理委員会で投票する場合

長期旅行や出稼ぎなど、また、転出して間もない方（転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない方）は、次の方法により不在者投票ができます。

猿払村選挙管理委員会に直接または郵便で「投票用紙及び不在者投票用封筒請求書」を提出して下さい。選管では請求者本人宛へ投票用紙等を郵送しますので、そのまま持参して滞在地の市区町村の選挙管理委員会にて投票して下さい。

※請求書は村選管の他、村ホームページからもダウンロードできます。

（請求申請受付は11月5日からとなりますのでご注意ください。）

※受付時間は市区町村により異なりますので、滞在地の選管へお問い合わせ下さい。

(2) 北海道選挙管理委員会から指定を受けている施設（病院・老人ホーム等）で投票する場合

不在者投票管理者である施設の長を通じて請求することができ、投票は施設の長の管理する場所で行われます。

郵便等による不在者投票について

身体に、下記に掲げる重度の障害がある有権者の方は、郵便等による不在者投票（在宅投票）を行うことができます。

①両下肢、体幹、移動機能障害

身体障害者手帳の1級及び2級、戦傷病者手帳の特別項症及び第二項症の方

②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害

身体障害者手帳の1級及び3級、戦傷病者手帳の特別項症から第三項症の方

③障害の程度がこれらに該当すると都道府県知事等が証明した方

④介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である方

また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として次に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た方（選挙権を有する方に限る。）に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

①身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている方

②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方

※これらの制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会への手続きが必要となります。

該当する有権者の方は早めに申請をして下さい。

お問合せ先

猿払村選挙管理委員会(役場2階)

電話 2-3131 FAX 2-3812

